

# 2024年 組門徒会員の改選について

真宗大谷派では、男女共同参画による宗門運営を推進するため、2014年1月に男女共同参画推進会議が設置され、特に組門徒会への女性参画推進のため「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」が制定されるなど取り組みを進めてまいりました。

このたび、宗会常会において本条例の期限を1期3年延長することとなり、来年3月には本条例が施行されて以降、4回目の組門徒会員の改選が行われます。

この度の組門徒会員の改選にあたり、男女共同参画の趣旨を十分にご理解いただき、各お寺から1名以上の女性が選定されるよう、ご協力をお願ひいたします。

組とは…

組は、寺院・教会が同朋会運動の更なる展開につながる教化活動がともにできるように構成された単位で、現在、全国に393の組があります。

## 組門徒会って？

組門徒会員は、門徒の代表として組や寺院・教会の教化活動の推進を担っています。また、組門徒会員で構成された組門徒会は、住職・教会主管者で構成される組会とともに組の運営を決定する重要な役割を担っています。

## 男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例とは？

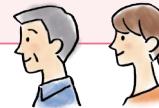
本条例は、女性の宗門運営への積極的な参画を実現する取り組みとして、制定されました。



以前は、組門徒会員として男性2人が選ばれることが多かった。

組門徒会員を選定する際に1人以上の女性を選定することが規定されました。

男性・女性1人ずつ選定



従来の選定方法で組門徒会員2人を選定し、加えて女性組門徒会員1人を選定



## なぜ女性組門徒会員の選出が必要なの？

宗門全体の運営は、各教区から選ばれた議員で構成される「宗会」という議決機関で決定されます。宗会は、僧侶の議員で構成される「宗議会」と門徒の議員で構成される「参議会」の二院制で成り立っています。

また、教区の運営は「教区会」(住職・教会主管者の中から選挙で選ばれた議員と組長で構成)と「教区門徒会」(組門徒会から互選された門徒で構成)で決定され、組の運営は、「組会」と「組門徒会」で決定されます。

組門徒会は、教区門徒会と参議会の選出母体でもあるため、組門徒会への女性参画の推進が、男女共同参画による宗門運営を実現する基盤となります。

### お寺の所属門徒



### 組門徒会



### 教区門徒会



### 参議会



# なぜ特別措置条例が延長されたの？

この条例は2014年に9年間の特別措置として制定されました。満了時には各寺院・教会から自然に女性の組門徒会員が選出され、女性の参画が宗門全体に深く浸透している環境になることが願われていました。実際に女性の組門徒会員は増加し、女性比率は5.4%（2012年）から、2021年の改正では32.9%となりました。

しかし!!



## ◆今後のさらなる男女共同参画に向けて

宗門内では、「特別措置条例ではなく、男性1人、女性1人を選定するという条例を定めるべき」等、男女共同参画の推進に向けて、さまざまな声が上がっています。このため、これまでいただいたさまざまな意見をふまえ、また教勢調査※の動向も見定めて、改選により選出された各組門徒会員をはじめとしたそれぞれ当事者の方々からの声や、意識等を丁寧に聞き取って、今後のさらなる男女共同参画の取り組みにつなげていくことが必要になります。

※教勢調査…社会状況に即した宗門の課題を把握するために、すべての寺院を対象に、宗門の現勢と教化活動の実態を調査する基幹調査。  
2024年1月に第8回教勢調査を実施。

## 男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例

### （趣旨）

第1条 この条例は、女性門徒の積極的な宗政参加による宗門活動の活性化をはかり、もって宗門における男女共同参画を推進するため、普通寺院（以下「寺院」という。）及び教会における女性の組門徒会員の選定促進に係る必要な特別措置について定める。

### （女性組門徒会員の選定）

第2条 寺院又は教会は、組制（1991年条例公示第9号。以下同じ。）第18条による組門徒会員の選定において、1人以上の女性を選定するものとする。この場合、組制第21条及び当該組門徒会規約の規定に関わらず、組門徒会員の定数を組内の寺院及び教会の3倍以内とすることができる。

2 組制第20条の規定により別に組門徒会の組織を定めている組においては、組門徒会員の選定において第1条の趣旨に基づき、当該教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を得て特別措置を定め、宗務総長の承認を得るものとする。

### （教区における周知）

第3条 教務所長は、女性組門徒会員の選定が促進されるよう、教区教化委員会又は教区の男女共同参画推進機関と連携して、組長及び組門徒会長並びに寺院及び教会に対して、本条例の趣旨の周知徹底及び環境整備に努めるものとする。

### （組における周知）

第4条 組長は、組門徒会長とともに、組内の寺院及び教会に対して本条例の趣旨が伝わるよう、組同朋総会をはじめとした組内のあらゆる機関を通じて周知徹底に努めるものとする。

### （条例の効力）

第5条 この条例は、2027年3月9日をもって失効する。

附 則 1 この条例は、2015年3月10日から施行する。

2 第2条に規定する組門徒会員の選定手続きは、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 この条例は、公示の日から施行する。